

「14日不担保対象感染症」に該当する疾病について

- 以下の保険契約については、責任開始日からその日を含めて14日以内に発病した「14日不担保対象感染症」を直接の原因として入院した場合には、入院一時給付金・長期入院給付金はお支払いしません。

＜対象となる保険契約＞

契約日が2025年7月2日以後の、

■ワイド・プロテクト（医療保険(有配当/2022)）

■終身医療保険(一時金タイプ)（終身医療保険(有配当/2022)[払戻金なし型]）

- 「14日不担保対象感染症」とは、責任開始日において、感染症予防法※に規定されている新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症のことをいい、2025年6月現在、「14日不担保対象感染症」に該当する疾病はありません。

※ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。